

## 商店街における補助金不正受給事案について

商店街の賑わい創出イベントを支援するための補助金を交付した寺家町商店街振興組合に対し、県と市が合同で現地調査を行ったところ、事務処理の不正が判明したため、令和4年3月29日付けで補助金交付決定の一部を取り消し、市補助金の不正受給分として1万6千円の返還を命じた。

### 1 事務処理の不正が判明した補助事業の名称（対象年度）

商業団体等元気アップ事業（平成24年度、平成26年度～令和2年度）

### 2 調査期間

令和4年1月～令和4年3月

### 3 調査結果

上記事業について、当該組合を調査（実績報告書の添付書類と組合の帳簿及び証拠書類の照合、関係者へのヒアリング等）した結果、次の事務処理の不正により過大に補助金の交付を受けたことが判明した。

- (1) イベント実施費用として支払の事実がないにもかかわらず、会場借上料や消耗品費等として、架空の領収書を作成させ、写しを実績報告書に添付。
- (2) イベント実施に要した出展・出演料や広告宣伝費等について、実際の支払額より多い金額を記載した領収書（写し）を実績報告書に添付。
- (3) イベント実施費用の実際の支払日が補助事業期間外であったにもかかわらず、補助事業期間内の日付を記載した広告宣伝費や消耗品費等に係る領収書（写し）を実績報告書に添付。

### 4 補助金の返還

加古川市補助金等交付規則第18条第1号（偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき）に該当することから、3月29日付けで交付決定の一部を取り消し、1万6千円について返還命令を行った。

なお、返還金1万6千円は3月29日に、また、遅延利息2,336円は4月1日にそれぞれ納入された。

（補助金返還命令額については裏面に掲載）

<補助金返還命令額>

イベント名	年度	交付済補助額 ①	本来補助額 ②	返還命令額 ①-②	事務処理の 不正内容(※)
土曜夜市 (夏季)	平成26年度	10万円	10万円	—	(1) (2) (3)
	平成27年度	10万円	10万円	—	(1) (2) (3)
	平成28年度	10万円	9万5千円	5千円	(2) (3)
	平成29年度	10万円	10万円	—	(2) (3)
	平成30年度	10万円	10万円	—	(2)
	令和元年度	10万円	10万円	—	(2)
せいもん 払い (冬季)	平成23年度	22万4千円	22万4千円	—	
	平成24年度	10万円	10万円	—	(2)
	平成29年度	14万5千円	14万1千円	4千円	(1)
	平成30年度	15万1千円	15万1千円	—	
	令和元年度	7万8千円	7万8千円	—	
	令和2年度	6万6千円	5万9千円	7千円	(2)
	合計	136万4千円	134万8千円	1万6千円	

※事務処理の不正内容【再掲】

- (1) イベント実施費用として支払の事実がないにもかかわらず、会場借上料や消耗品費等として、架空の領収書を作成させ、写しを実績報告書に添付。
- (2) イベント実施に要した出展・出演料や広告宣伝費等について、実際の支払額より多い金額を記載した領収書（写し）を実績報告書に添付。
- (3) イベント実施費用の実際の支払日が補助事業期間外であったにもかかわらず、補助事業期間内の日付を記載した広告宣伝費や消耗品費等に係る領収書（写し）を実績報告書に添付。